

介護分 Q&A (佐賀県版)

	質問	回答
○申請について		
1	一つの法人で複数の県に事業所がある場合、請求はどこに出すのか。	各事業所等の所在する都道府県に申請します。
2	法人で取りまとめて申請となっているが、国保連提出と県へ直接提出分がある場合、どうするか。	介護報酬の申請がある事業所等の分は国保連への申請、介護報酬の申請がない事業所等の分は県事務局への提出となるため、それぞれに分けたうえで取りまとめて法人から申請をお願いします。
3	複数の事業所がある場合、一つの事業所が代表して申請することは可能か。	法人としての事務を代行することは可能です。
4	慰労金と支援金を別々に申請できるか。	やむを得ない場合には慰労金と支援金を別に申請することも可能ですが、原則として一括での申請にご協力ください。
5	慰労金について、申請漏れが見つかった場合は再度申請してよいか。	事業所からの代理申請の請求後、請求に漏れた方がいた場合には、本人からの個別申請での対応をお願いします。 その旨、対象者へお知らせください。
6	訪問看護、訪問リハビリテーション等については、同一事業所が医療保険と介護保険の両方でサービスを提供することがあるが、その場合のかかり増し経費は、按分により医療分・介護分それぞれで申請が可能であり、その場合それぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよいか。	医療、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えますので、お見込みのとおりです。
7	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業について、訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所ともなっており、同一の対象でなければ、介護分、医療分の両方の補助金を申請できるという理解でよいか。	それぞれの事業で必要なかかり増し費用について申請が可能です。

○慰労金について		
1	慰労金について、医療の場合、代理申請個別支給ができるが、介護分ではできないのか。	介護分は、「事業所による代理申請代理受領」もしくは「個別申請」のみの対応となっています。
2	慰労金について、AとBの事業所で兼務をしている場合、二つの事業所から申請できるのか。	慰労金の申請は、重複して申請することはできません。 医療、介護、障害の申請についても同様ですし、複数の都道府県に申請することもできません。 主な勤務先を通して申請してください。
3	慰労金について、A事業所を6月30日に退職後、現在B事業所に勤務している職員の場合、A Bどちらの事業所から申請するのか。	どちらからでも可能ですが、重複して申請しないよう調整をお願いします。また、どちらの事業所にも下記のような手続きが発生します。 例1) 退職したA事業所から申請される場合には、現在、勤務されていない退職者から代理受領委任状の提出を受け、慰労金を交付することになります。 例2) 現在勤務するB事業所から申請する場合には、代理受領委任状の提出、慰労金の交付はスムーズだが、A事業所からの該当業務に10日以上従事したことを証明するものが必要となります。
4	慰労金は課税対象なのか。	非課税所得となりますので、給与等とは別で振り込む、現金で支給するなどにより、源泉徴収しないようご注意ください。
5	慰労金は、補助金の交付前に、先に事業所が支払っていても対象となるのか。	国からの実施要綱発出（令和2年6月19日）以降であれば対象となります。 対象者が受領したことを証明できる受領書等を保管してください。
6	慰労金は、令和2年7月1日以降採用した者は対象とならないのか。	令和2年3月13日から6月30日までに、10日以上勤務した方が対象のため、対象となりません。
7	慰労金は、事務職員、給食調理員、リネン業務員、運転手についても対象になるのか。	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていると判断されれば、給付対象となります。
8	慰労金の給付対象となる「『利用者と接する』職員」、「『利用者との接触を伴い』～」とは、どのような状況か。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。 利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。

9	慰労金は、清掃業者等委託先が申請できるのか。	清掃業者等の委託先からの申請はできませんので、介護事業所等が委託先分まで取りまとめて申請していただくか、個別申請での対応になります。（介護事業所からの勤務の証明は必要）
10	慰労金を清掃業者等委託先の分まで取りまとめて申請した場合、委託先にまとめて慰労金を渡すとしたら、どのような書類が必要か。	介護事業所から委託先に慰労金を支払ったことの証明となるもの、及び、委託先が個人に支払ったことを証明する書類を取り寄せ保管してください。 なお、その場合、介護事業所から委託先への振込手数料までしか補助対象となりませんので、委託先とは十分に調整してください。
11	慰労金は、役員等も対象になるのか。	慰労金は、介護サービスに従事していることに対し給付するものですから、職名にかかわらず、給付対象となる条件を満たしていれば給付の対象となります。
12	慰労金について、3月13日から6月30日までの間に、医療機関で8日、介護サービスで2日の、要件を満たす勤務がある場合、医療と介護、どちらで請求するのか。	どちらに請求しても構いませんが、重複して申請しないようご注意ください。なお、代理申請をされる事業所だけでは、対象となる期間に不足が生じる場合は、合算される他の勤務について証明をもらったうえで、処理してください。
13	本年2月から6月まで勤務し、慰労金の支給要件を満たすが、ご本人が6月末に退職後7月に死去された。どのように対応したらよいか。	申請前に本人が亡くなっている場合は、支給対象とはなりません。
14	利用者と接する職員とは、職種で判断するのではなく、事務員等でも臨時的に利用者に接する業務を行った場合は対象となると解釈して良いか。また良いとした場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。
15	慰労金について、日常的には施設利用者とは接することが少ない常勤事務職員の場合、一度でも利用者と接したことがあれば対象となるか。また、介護職員のみなのか、それとも、調理員や清掃員、宿直員を含むか。	対象期間に1日でも利用者とは接した職員は対象となります。また職種に限定はありません。

16	<p>慰労金の20万円の対象範囲について、病院内に事業所がある場合、その事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していないが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20万円の支給対象となるか。</p>	<p>医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱として差し支えありません。</p>
17	<p>慰労金は、介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所等に勤務する場合でも1人につき1回に限るとされていますが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることでしょうか。</p>	<p>各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。</p>
18	<p>慰労金の支給事業の対象事業所について、訪問看護事業所が慰労金（介護分）の給付対象となっていますが、訪問看護ステーションが慰労金（医療分）の対象事業所としてあげられており、交付金は介護分と医療分のどちらで申請すべきか。また、医療みなし指定のサービス事業所についての申請先はどちらになるか。</p>	<p>慰労金をどちらの事業所経由で申請するかは、各職員の判断といたします。</p>
19	<p>業務受託者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うこととするのか。</p>	<p>受託事業者の労働者個人への支払いについて、基本は慰労金を請求している事業所・施設から支給するものと考えます。</p>
<p>○支援金について</p>		

1	マスクや消毒液等は通常も使用しているが、感染症対策のため通常より多く使用している。補助対象となるか。	感染症対策のため、通常の介護サービス提供時以上に必要となったものについては、対象になると考えます。
2	A事業所で複数（B、C事業所）の介護施設分の感染対策用品などを一括購入しているが、他の支援金や助成金と対象物品が重ならなければ、領収書などのあて名がA事業所であってもB事業所、C事業所に按分して申請できるか。	一括購入の際にも、領収書等を事業分毎にもらうなど、誤解を招くことのないよう適切な対応をお願いします。
3	交付申請時の事業実施計画書の対象経費と実績報告時の対象経費は、金額の増減はもちろんのこと、対象経費項目そのものが全く変わっていても支障ないか。 (例：交付申請時は全て需用費であったが、実績報告時は全て委託料)	支障ありません。
4	再開支援への助成については、12月の申請締め切り後発生することもあると思うが、再度申請はできないのか。	再開支援への支援については、1利用者につき1回まで申請できますので、これまでの実績と今後の見込みを合わせて概算で請求し、原則1回の申請にご協力ください。 「利用者の再開支援への助成」については、見込み以上となりやむを得ず追加が生じる場合は変更の申請を受け付けますが、その際も3月分までの必要額を見込んだうえで2月末日までに申請してください。 また、実績額が見込みより少なかった場合には返納をしていただくことになります。
5	県からマスク等の不足状況の調査があり、調達してもらっていたが、今後はないということか。	今後の県からの調達については、現時点では予定していません。 この補助金を活用しながら、各事業所等で必要な衛生用品等については、今後の備蓄等も含めて各事業所で調達をお願いします。
6	職員確保のため、民間の職業あっせん業者に募集を依頼した場合の手数料は対象になるか。	コロナ感染症の影響により職員に不足が生じる場合、サービスを提供する体制を整えるために必要であれば対象となります。

7	<p>「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の支援対象経費に、自家用車の購入費があるが、複数のサービスで利用するため、それぞれに按分して申請することができるか。</p>	<p>介護分であれば、ひとつの所在地にある複数の介護サービスで共用する場合は、介護サービスごとの使用計画を基に按分し、申請することは可能です。その際は、交付要綱の定めるところにより、財産処分制限期間においては、助成金の交付の目的に反する使用、転用、譲渡、交換、貸付や担保に供する処分、廃棄等を行うことはできませんので、十分に計画を立てた上で申請してください。</p>
8	<p>支援対象経費として「感染防止のための増員のたため発生する追加的人件費」を挙げているが、これには職員の給料も含まれるか。</p>	<p>例えば、新型コロナへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。</p>
9	<p>支援金について、かかり増し経費とあるが、どのようなものが「かかり増し」となるか判断基準を明確に示してほしい。</p>	<p>どこからどこまでがかかり増しかという判断は技術的に難しいので、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。</p>
10	<p>新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象として良いか。</p>	<p>対象として差し支えありません。</p>
11	<p>タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象か。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象か。</p>	<p>①、②ともに対象となります。</p>
12	<p>「タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）」について、オンライン面会等の導入にあたりWi-Fi環境を整備した場合は、回線引込工事費等の当初費用は対象となるが、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外という理解でよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

13	<p>多機能型簡易居室の整備は、事務所等のリースという形態に限られるか。</p> <p>(半恒久的な)プレハブ等の工事整備等も対象となるか。その場合、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）の経費も補助対象となるか。</p>	<p>プレハブ等の工事整備等も対象となります。</p> <p>なお、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）も必要な場合は補助対象となります。</p>
14	<p>対象経費にタブレット等のICT機器と例示されているが、具体的にパソコン、携帯電話、Wi-Fi設備機器、大型テレビ、DVDレコーダー等の電子機器等を使用して、3密対策を避けるための遠隔会議（リモート等）の環境整備に繋がるのであれば対象となるか。</p>	<p>対象として差し支えありません。</p>
○申請書の作成について		
1	<p>慰労金について、派遣労働者や業務委託の労働者でも、補助対象の趣旨に合致するときは、介護事業所からの代理申請代理受領できるが、その場合の申請書（様式3）の主たる勤務先はどこになるのか。</p>	<p>「主たる勤務先」は代理申請する介護事業所等になります。</p> <p>また、「確認事項」欄にて「業務委託による従事者」欄を「該当」にしてください。</p>
2	<p>個票の提供サービス欄でプルダウンに特定施設入居者生活介護がないがどうすればよいか。</p>	<p>定員に応じ「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「有料老人ホーム」のいずれかを選択してください。</p> <p>サービスコードは特定施設入居者生活介護のコードを入力してください。</p> <p>なお、介護保険事業所番号を持つため、国保連への提出となります。</p>
○みなし指定の事業所について		

1	<p>みなし指定を受けている医療機関は支援対象ですが、これまで介護報酬を請求したことのない（介護サービスを提供したことのない）医療機関が、介護サービス分に係る感染症対策のためのかかりまし経費の補助を受けることはできるか。</p>	<p>介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。</p>
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

○対象期間について

1	<p>介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業における支援対象経費の対象期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日と考え、交付決定前の支出や今後、購入を見込む衛生用品を補助対象としてよいか。</p>	<p>お見込みのとおり4月1日の経費から対象となり、購入を見込むものについても対象となります。</p>
2	<p>支援金について、4月1日以降に購入したもののみが対象となるか。3月までに購入したものであっても、4月以降の感染症対策に使用したものであれば対象となるか。</p>	<p>令和2年4月1日以降に購入したもののみが対象となります。</p>
3	<p>支援対象経費のリース費用は、R3.3末までの月割費用が対象か。それとも、全リース期間の費用が対象か。</p>	<p>年度末までの費用で、かつ令和3年3月31日までに支払った費用が対象となります。</p>
4	<p>対象経費の期間の終期は、申請日までに発生した経費と解して良いか。</p>	<p>事業所支援の観点から、申請日時点で発生している経費のほか、年度末までの購入予定経費、慰労金については事前の概算払いも可能となります。</p>

○「支援事業」と「環境整備の助成事業」の併用について

1	<p>自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してもよいか。</p>	<p>(1) ①は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、 (3) ②は3つの密を避けるための環境整備として、 それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。</p>
---	--------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併用について、以下の形での申請は可能か。</p> <p>例) 通所スタッフ（通常規模事業所）が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を購入する場合、「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」で基準額満額の申請を行い、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で基準額満額を申請し、1台の自動車を購入。</p>	<p>在宅サービス事業所は左記の両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業は対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。左記の方法も可能として差し支えありません。</p>
<p>○在宅サービス事業所における環境整備への助成事業について</p>		
1	<p>「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は、休止した在宅サービス事業所のみが対象となるか。</p>	<p>事業所が「休止」したことは要件とはなっていません。</p>
2	<p>在宅サービス事業所における環境整備への助成事業における支援対象経費「c換気設備」があるが、例えば、ダイキンの換気ができるエアコンも対象と考えてよいか。</p>	<p>感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はございません。</p>